

使用料改定 Q & A

Q いつから使用料は変わるの？

A 新使用料は、平成30年8月1日以降の使用分から適用されます。偶数月に検針がある地区は10月請求分から、奇数月に検針がある地区は11月請求分から新使用料で計算されます。

Q 農業集落排水施設使用料は変わるの？

A 現在、西那須野地区で農業集落排水施設を使用している人も変更になります。使用料体系は下水道と同じです。

Q 軽減措置はどういうもの？

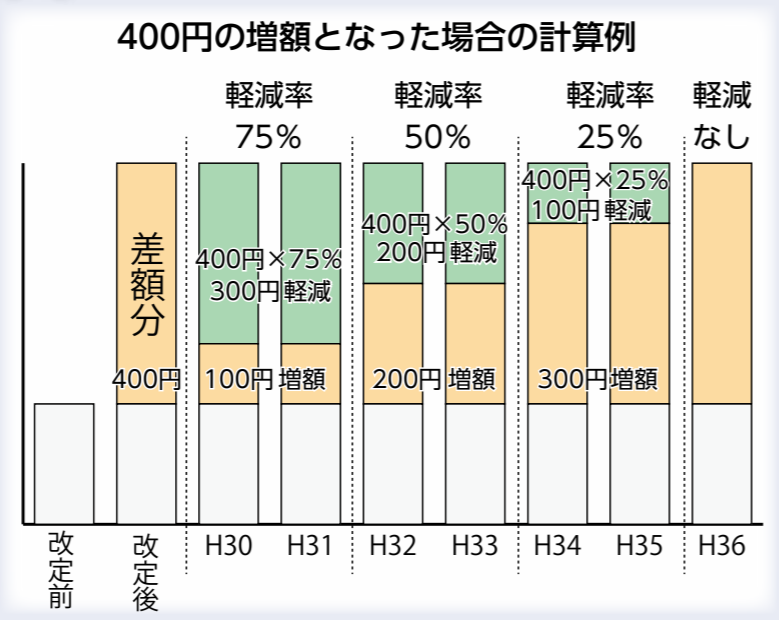
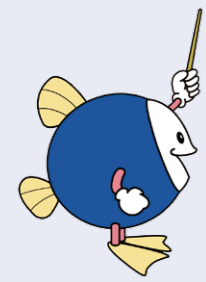
A 新旧使用料を比較して増額になる場合は、その差額を6年間段階的に軽減します。

Q 金額はどうなるの？

A 使用料水準が上がるので、同じ水量で比較すると、多くの人が増額になりますが、従量使用料の区分が増えたことにより、節水の効果が使用料に反映されやすくなります。

【節水をしてみよう】

- ・節水機器(節水型の家電・シャワーヘッドなど)を使う
- ・お風呂の残り湯を洗濯やトイレ掃除に使う
- ・台所や洗面所での水の出っぱなしを控える など

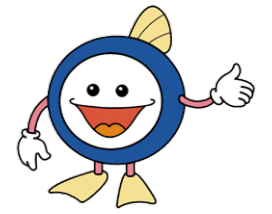


※軽減の1年の期間は、偶数月は10月から翌年8月請求分、奇数月は11月から翌年9月請求分です。

平成30年10月請求分から 下水道使用料が変わります

▶問い合わせ
函下水道課
☎0287(37)8479

市の下水道事業の財政は、事業の収入だけでは汚水処理費を賅えず、不足を税金(基準外繰入金)で補ってきました。また、汚水処理費の主な収入である使用料は、合併前3市町の体系を20年以上改定してきませんでした。そのため、市内で同じサービスを受けていても地区によって異なる負担となっており、利用者間の公平性を欠く状況となっています。また、現行の使用料は、提供する下水道のサービスに対して低い負担額の設定となっています。税金の投入額を適正にすることと、利用者間の公平性の確保を図ることは、合併後13年が経過し、これ以上先送りにできない課題であったことから、平成30年3月の議会で使用料の改定が決定されました。



下水道マスコットキャラクター スイスイ

使用料改定の要点

黒磯・西那須野・塩原各地区の使用料を統一します

これまで使用料は、合併前の使用料体系のままだったため、同じ下水道のサービスを受けているのに、地区によって異なる負担をしていることになり、金額で比較すると1㎡あたりの単価で最大60円以上の差がありました。この差を解消するため、市内で下水道使用料を統一します。

統一!

使用料体系の水準を引き上げて収入を確保します

- ・基本使用料に含まれる水量は廃止となり、1㎡から従量使用料がかかります。
- ・少量使用者のために、新たに単価の低い水量区分を設け、負担の増加を軽減します。
- ・基準外繰入金(税金の投入)の解消を目標とした単価を設定します。

以上により、利用者間の負担のバランスをとり、収入を確保します。

段階的な軽減措置を講じます

新使用料が旧使用料よりも増額になる場合は、段階的な軽減措置を適用して急激な負担の増加を緩和します。軽減の方法は、新使用料と旧使用料との差額に軽減率をかけた額を、新使用料から差し引きます。ただし、新使用料が旧使用料よりも減額になる場合は、新使用料がそのまま適用になります。

下水道が敷設されている地区の人には、6月～7月の間に、郵送または検針票と併せて個別の案内を配布します。詳しい内容は、配布される案内で確認してください。

水道料金・下水道使用料などの納付は便利な口座振替で

新しい使用料 (2カ月につき)

区分	基本使用料(2カ月につき)		従量使用料(1㎡につき)	
	金額	汚水量	金額	金額
一般	2,200円	20㎡まで	35円	
		20㎡を超え 40㎡まで	105円	
		40㎡を超え 60㎡まで	113円	
		60㎡を超え 100㎡まで	121円	
		100㎡を超え 200㎡まで	127円	
		200㎡を超えるもの	133円	
湯屋	600㎡まで 30,000円	600㎡を超えるもの	50円	

新

使用料がこのように変わります

旧

現在の使用料 (2カ月につき)

区分	基本使用料(2カ月につき)		従量使用料(1㎡につき)	
	汚水量	金額	汚水量	金額
黒磯	20㎡まで	2,330円	20㎡を超え 60㎡まで	118円
			60㎡を超え 100㎡まで	126円
			100㎡を超え 200㎡まで	137円
			200㎡を超えるもの	146円
西那須野	20㎡まで	2,200円	20㎡を超え 60㎡まで	110円
			60㎡を超え 100㎡まで	120円
			100㎡を超え 200㎡まで	130円
			200㎡を超えるもの	140円
塩原	20㎡まで	2,000円	20㎡を超え 1,000㎡まで	100円
			1,000㎡を超え 2,000㎡まで	90円
			2,000㎡を超えるもの	80円
湯屋	600㎡まで	30,000円	600㎡を超えるもの	50円

※実際の請求時には、この表の金額に、消費税および地方消費税が加算されます。